

令和5年3月10日

各位

備北信用金庫
理事長 岡田誠治

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあってこのような不祥事件を発生させ、地域のお客さま、会員の皆さまをはじめ関係各位に多大なご迷惑をお掛けしますことを深く反省いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	当金庫元職員（27歳・男性・得意先係）
発生店舗	落合支店
事故の内容	①事故者が、受取書兼預り証を発行せずにお客さまからお預かりした預金を着服し、遊興費等に流用していた。 ②事故者は、知人のカードローン通帳・カードを自身の遊興費やクレジットカード利用額の返済等に充当する目的で不正に利用していた。 上記①②の他に、事故者は内部規程に違反し、当金庫取引先のお客さまから金銭を借入し、遊興費やクレジットカード利用額の返済等に充当していたことも判明しております。
事故金額	①お客さまからお預かりした現金の着服：500,000円 ②知人名義のカードローン不正利用：4,044,000円（累計※） ※極度額50万円内の反復利用
発生期間	①令和4年8月31日～令和4年12月2日 ②令和3年3月12日～令和4年12月5日
発覚日	①令和4年12月2日 ②令和5年1月31日
発覚の経緯	①被害に遭われたお客さまの問い合わせにより着服の疑いが生じ、調査の結果、12月2日事故者が着服を認めたものです。 ②上記①の余罪調査の中で不祥事件と認定したものです。
実質被害金額	上記①については、事故発覚後、事故者の家族から全額弁済。 上記②については、事故発覚後、事故者の家族からカードローン利用残高を全額弁済。 以上のことから、お客さまに実質被害金額はございません。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたお客さまには、事情を説明し、深くお詫びを申し上げました。
また、お客さまの被害金につきましては事故者の家族より全額弁済しております。

3. 関係当局への届出

不祥事件発覚後、法令にもとづき監督官庁に報告するとともに、警察にも報告しております。

4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、令和5年2月28日付けで懲戒解雇いたしました。また、役員並びに関係者につきましても内部規程に基づき厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は、従来から法令等遵守につきまして経営の最重要課題のひとつと位置付け、態勢整備に取り組んでまいりましたが、今回の事件が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向け、役職員のコンプライアンス意識をさらに高め、事務取扱ルールの見直しを図り、お客さまからの信用、信頼の回復に向け役職員一丸となって取り組んでまいります。

また、当金庫とのお取引において不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をお掛けいたしますが、下記までご連絡ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

備北信用金庫 総務部 担当：河野^{こうの}・小林

TEL 0866-22-2191

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで